

ICRPは福島を例にした被ばく防護基準の緩和をやめ、  
公衆の被ばく基準の年1 mSvを厳格に守り、それを基にすべての基準を決めるべきです  
田代真人（一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト代表）

ICRP（国際放射線防護委員会）は、福島を「教訓に」被曝基準の大幅緩和を提案する「新勧告案」を  
発表、パブコメを受付中です。（10月25日まで）。

論点は、端的に言って以下のようなになるでしょう。

1. 新勧告案は、被曝基準を緩めようとしているのか、厳しくしようとしているのか。
2. ICRPは、2007勧告時点とスタンスを変えたのか、変えていないのか。
3. 被曝線量評価について、ICRPは空間線量によるものとしているのか、個人線量によるものとしているのか、等です。

1. 2. は関連するものですが、ICRP日本委員の甲斐倫明、本間俊充の両氏和訳「新勧告案」をみると、「要点」の第4項目、「総括的要約」の（j）項目などが関わると思われます。

「要点」第4項目は、

・復旧過程で長期汚染地域に住む人々にとって、被ばくの徐々の低減は継続的な防護の最適化から生じることになる。参考レベルは、すでに達成している進展の状況を考慮して、段階的な改善を支援できるように選択すべきである。レベルは委員会が勧告している1-20mSvのバンドの範囲内またはそれ以下から選ぶべきである。その時、実際の線量分布と長期的に続く現存被ばく状況におけるリスクの耐容性を考慮する必要がある。また、そのレベルは年10mSvを超える必要は一般的にはないであろう。防護の最適化の目標は年1mSv程度のレベルになるように徐々に低減することである。

原文では、

48 For people living in long-term contaminated areas during the recovery process,  
49 progressive reduction in exposure will result from continuing optimisation of  
50 protection. Reference levels should be selected to support this progressive  
51 improvement, taking into account the progress already achieved. Levels should be  
52 within or below the Commission's recommended 1-20-mSv band taking into  
53 account the actual distribution of doses in the population and the tolerability of risk  
54 for the long-lasting existing exposure situations, and would not generally need to  
55 exceed 10 mSv per year. The objective of optimisation of protection is a progressive  
56 reduction in exposure to levels on the order of 1 mSv per year.

「総括的要約」の（j）項目は、

（j）迅速な緊急時対応が終了したら、対応者の防護には参考レベルは年20mSvを上回るべきでない。緊急時対応後では、長期汚染地域に暮らす住民に対しては、参考レベルは委員会が現存被ばく状況に対して勧告している1-20mSvのバンドの範囲内かそれ以下から選ぶべきである。この時、実際の線量分布と長期的に続く現存被ばく状況におけるリスクの耐容性を考慮する必要がある。また、そのレベルは年10mSvを超える必要は一般的にはないであろう。防護の最適化の目標は年1mSv程度のレベルになるように徐々に低減することである。

原文では、

114 (j) For protection of responders after the urgent emergency response, the reference level  
115 should not exceed 20 mSv per year. For people living in long-term contaminated areas  
116 following the emergency response, the reference level should be selected within or below  
117 the Commission's recommended band of 1–20 mSv for existing exposure situations,  
118 taking into account the actual distribution of doses in the population and the tolerability  
119 of risk for the long-lasting existing exposure situations, and there is generally no need for  
120 the reference level to exceed 10 mSv per year. The objective of optimisation of  
121 protection is a progressive reduction in exposure to levels on the order of 1 mSv per year.

と、述べています。

要点の第4項目も、総括的要約の(j)項目も、日本文、原文とも同じように見えますが、

the order of 1mSv per year を「年 1mSv 程度」と訳しています。この部分をどう考えるかが、「論点」の中の焦点だと思われます。特に下線部分です。the order of は、厳密には「概略」「およそ」「約」などの意味で、the order of 1mSv と言うときは「1 mSv」は含まないというのが一般の考え方です。

ICRP は、これまで「1 mSv」としてきました。それに「order」がくっついたわけです。これは、非常に大きな解釈の余地が残ることになります。現に、甲斐倫明氏は、7月のNHK 福島の番組でのインタビューに、「5mSv でもいいんですよ」と答えています。これでは、現在日本の法令で決めている、公衆の被ばく限度「1 mSv/年」は永遠のかなたに遠のくことになりかねません。8月22日の阿部知子議員呼び掛けによる規制委員会ヒアリング終了後に、筆者がICRPのスタンスは「変わっていない」という規制委員会の報告について、新勧告案の「1mSv 程度 (order)」について、蔦澤雄二課長補佐に質したところ、「変わっていないとは言えませんね」と答えました。

改めておさらいすると、今回のICRP新勧告案は、緊急時被曝状況（日本政府の避難指示基準）の「20~100mSv」を「100mSv 以下」に変更。現存被曝状況（避難指示解除後の基準）の「1~20 mSv」を「10mSv 以下」に変更することは、1 mSv を永遠の彼方に追いやり、「緊急時でも年間 100mSv までは避難の必要なし」「通常時でも年間 10mSv まで住んでよい」という事です。

さらに、3. については、「勧告案」(1) を挙げておきます。

(1) 復旧過程では、個人の生活スタイルが被災地で生活し働く人々の放射線被ばくをコントロールするために重要な点となる。委員会は、当局、専門家およびステークホルダーが被災地域の経験と情報を共有し、地域社会への関与を推進し、実践的な放射線防護文化をつくるために共同専門知の過程で共に活動することを勧告する。これは、人々が与えられた放射線、社会、経済の状況の下で、すべての被ばくを合理的に達成できる限り維持する最も適切なアプローチについて十分な情報に基づいて決定を行えるようにすることである。適切な線量計を用いて行う個人線量の測定は、関連する情報と共に、共同専門知の過程を実施するには不可欠である。

黒川眞一高エネルギー加速器研究機構名誉教授は、私の「新文書では、緊急被曝状況では 100mSv まで、現存被ばく状況では 10mSv まで緩和しようとしています。さらに被ばく線量の評価は、実際の地域住民の線量分布としています。日本政府が進めているガラスバッジによる住民の線量を根拠とするも

のと呼応しています。この ICRP 新文書をつくった TG の委員長は甲斐倫明氏、副委員長は本間俊充氏ですので、当然の成り行きだったのでしょう。」と言うメールに対して「ここがポイントです。これまでの ICRP の公衆の被曝の参考レベルは、全員が参考レベル以下、そうでなくとも極少数の人々(多くても 5%以下)の被曝線量がしかその値を超えるように定めるとされていますが、図 2.3 から明らかのように中央値(すなわち 50%の人々が参考レベル以上の被曝をする)を参考レベル としています。一見 20 mSv が 10 mSv に下がっているように見えますが、実際は 30-40 mSv に参考レベルを上げたこととなります。もう一つのポイントは、文書を読んでもらうと分かりますが、放射線防護を optimize するという言葉が数多く出てきます。公衆にとっては放射線被曝は益はなく害だけですが、それを経済的、社会的要因などを考慮に入れて恣意的に参考レベルを定めることができるということです。経済的、社会的要因とは政府や電力会社の都合の良いようにということに他なりません。」

また、「次のように考えてみるとこの草案の意味が分かります。この草案どおりになると福島第一原発事故の後はどうなったかです。多分ほとんどの人々は避難を許されず、汚染された地域に留められたと思います。」と、指摘しています。

日本の法令は、元々 ICRP の勧告で、一般の人の被ばく基準は年間 1 ミリシーベルトですが、福島原発事故直後、ICRP 勧告で政府は「原子力緊急事態宣言」(今も継続中)を発し、20 ミリシーベルトにしました。

チェルノブイリ事故処理で住民の健康を守るための「チェルノブイリ法」があまりにも政府負担が大きいと、ICRP が被ばく基準を大幅に緩和する『緊急 被曝状況』を提案、日本政府は法令を無視して ICRP に従ったのです。

ICRP は、アメリカ原子力委員会が核政策を進めるために作った民間団体。アメリカは、核の平和利用という名目で原子力発電を核兵器維持体制の補完物としました。日本に大量の原発を持ち込んだのもアメリカです。ですから、被ばく防護基準も、核開発を進めるための支障にならないように作られているのです。

もう一つの注目点は、  
被曝線量評価を、空間線量としているか、個人線量(実効線量)としているか、です。

私たちは、日本政府が 2011 年の 311 以後、内閣府の「原子力被災者生活支援チーム」等を中心として、空間線量が下がらない現状から、福島帰還を加速させるために、被ばく線量の評価について、線量がより低く出る個人線量(ガラスバッジ)に切り替えようとしていることを追及してきました。しかし政府は、2013 年 12 月 20 日の閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」で、規制委員会の 11 月 20 日決定を了承し、なお注で「①帰還後の住民の被ばく線量の評価にあたっては空間線量率から推定される被曝線量ではなく個人線量を基本とすべきこと」と明記したのです。

それは、2012 年から始まりました。

#### ◆内閣府 原子力被災者生活支援チームの動き (年表)

2012.3 内閣府に設置された原子力被災者生活支援チームがチェルノブイリ視察。チェルノブイリ法の意義を否定。子ども支援法に否定的影響及ぼす

2012.12 政権奪還安倍政権、福島視察。事態が政治主導で動き出す

- 2013.2 原子力被災者生活支援チーム、規制委員会に線量基準の検討を打診。だが、年100ミリシーベルトを下回る低線量被曝の健康への影響の有無には両論がある。規制委関係者は「科学者生命を奪われかねず、簡単に受けられる話しではなかった」と明かした、という（2013.12.02「毎日」連載）
- 2013.8～9 同チーム 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る個人線量の特性に関する調査を、放射線医学総合研究所と原子力研究開発機構に依頼。個人線量計、個人線量の妥当性を報告
- 2013.11.20 規制委員会「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」個人線量重視
- 2013.11.28 空間線量から個人線量計へ切り替えを求める匿名論文（修正点がありましたらご指摘ください e-mail: clear.wt@gmail.comとの表記 2016年1月18、27、2018年10月18日改訂）
- 2013.12.20 『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』閣議決定。規制委員会の11月20日決定を了承し、なお、欄外注において「①帰還後の住民の被ばく線量の評価に当たっては空間線量率から推定される被ばく線量ではなく個人線量を基本とすべきこと、」と明記した
- 2014.6.23 放射線量の見通しに関する参考試算（原子力被災者生活支援チーム）
- 2014.8 環境省と復興庁など「除染・復興の加速化に向けた国と4市の取組」の中間報告。伊達市などのガラスバッジ調査の数字を基に、空間線量率が高くても個人線量は低く抑えられる、と。（「週刊朝日」2015.2.6号）
- 2015.1.15 ガラスバッジの大手販売会社千代田テクノルの幹部が伊達市議会でガラスバッジは3割程度放射線量が低く出る、と講演。
- 2016.12年 山崎・早野論文（英国科学誌） 伊達市のガラスバッジ個人データを無断使用
- 2018.1.17 更田規制委員長の記事会見。個人線量が望ましい、と発言。放射線審議会で審議開始
- 2018.3 田中前規制委員長、同趣旨発言（『除染事業誌』）
- 2018～2019 山崎・早野論文のデータ無断使用へ批判

ICRP 新勧告案では、

MAIN POINTS の 4 番目の、taking into account actual distribution of doses in the population

(73)では taking into account the distribution of individual doses

754 行目の effective dose 等としています。

新文書の Task Group 93 の委員長が、先に述べたように、日本の放射線防護問題に絶大な影響を持っている甲斐倫明氏、副委員長が本間俊光氏であること もしっかりと記憶しておくべきではないでしょうか。

私たちは、ICRP 新勧告案には到底同意できません。

表題に述べたように、少なくとも、公衆の被ばく基準は年1 mSv を厳しく守り、それを基にすべての場合の被ばく基準を設定すべきと考えます。